

《令和6年度》

民間住宅リフォーム支援・ 市内商業活性化事業 募集要項【ブロック塀等撤去】

住宅長寿命化・CO2削減・ユニバーサルデザイン・耐震性リフォーム

安心・安全のまちづくり、地域商工業の活性化



【申込受付場所・時間】

受付期間 令和6年4月1日(月)～10月31日(木) (土日、祝日を除く)

受付時間 午前9時～12時 午後1時～5時

受付場所 善通寺市役所3階 建築住宅課 (10番窓口)

※ 申請書等は、善通寺市HP (右のQRコード) からダウンロード
していただくか、建築住宅課で配布しております。

なお、申込みは委任状があれば代理人でも可能です。

善通寺市 ブロック塀撤去 補助

🔍 検索



(目的) 平成30年6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、市内にあるブロック塀等の撤去を、市内に本社・本店がある施工業者を利用して行う方に、善通寺市商品券を交付します。

※交付する商品券をブロック塀の撤去費用に充てる事は出来ませんのでご注意ください

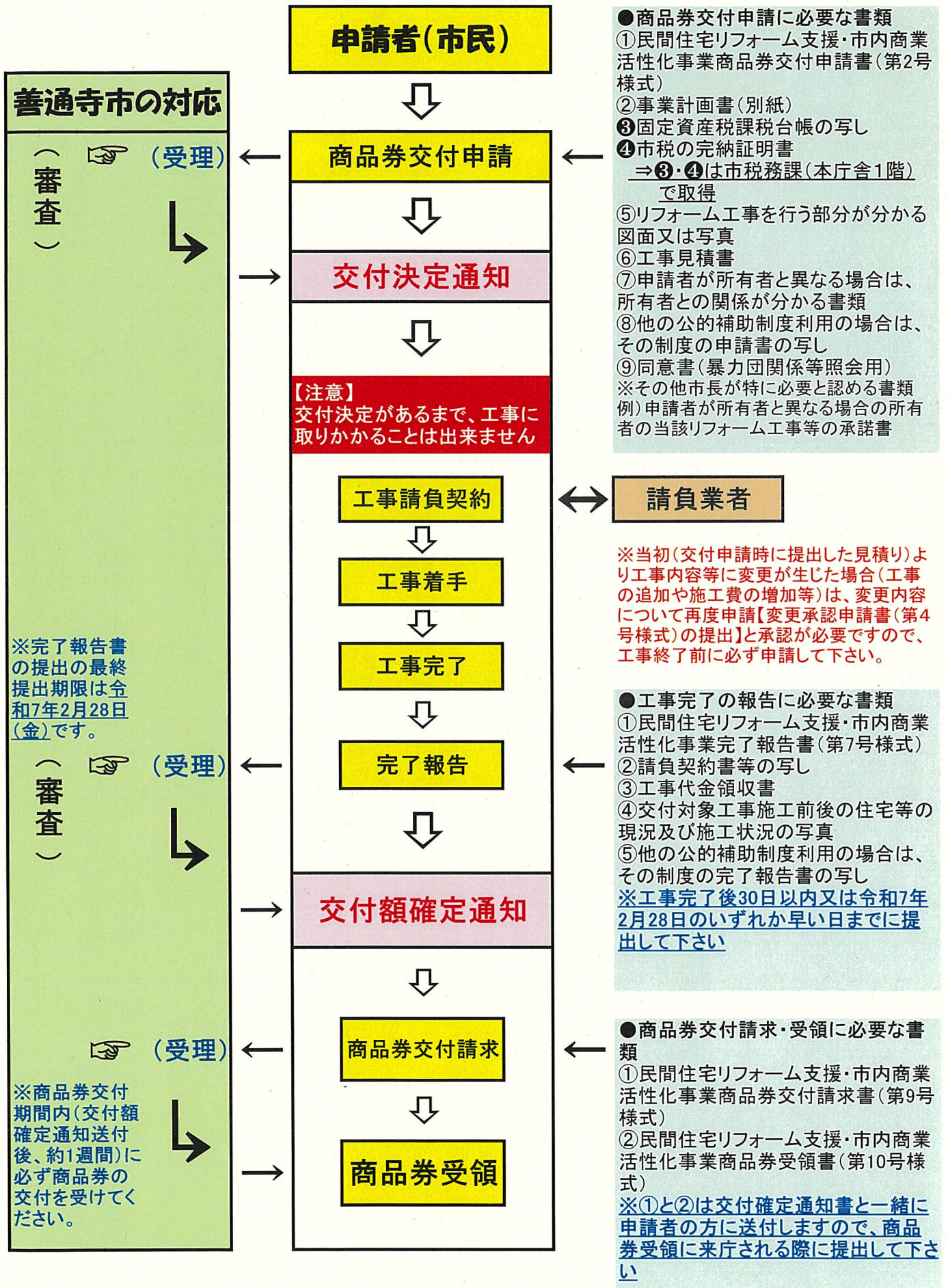
(補助制度概要)

補助対象ブロック塀等撤去工事費の50%に相当する額で、
最大(上限)10万円分の商品券が交付されます。※1,000円未満切り捨て

(計算例 工事費 10万円の場合 ⇒ 10万円×50%= 5万円の商品券
工事費 20万円の場合 ⇒ 20万円×50%=10万円の商品券)

1. 対象者
 - (1) 市内に対象ブロック塀等を有している方
 - (2) 本市の市税に滞納がない方
 - (3) 暴力団員もしくはその関係者でないこと
2. 対象ブロック塀等
 - (1) 市内にあるコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の塀で、道路からの高さが1メートル以上かつ組積造の部分が60センチ以上のもの。
 - (2) 不特定多数の者が日常的に通行する道路または公共施設の敷地に面しているもの。
3. 対象工事
 - (1) 対象工事の施工業者が、市税に滞納がなく、市内に本社、本店を有する業者。(個人事業者は住民票を有すること。)また、暴力団と関係がないこと。
 - (2) 市長が補助交付決定後に着手するもの
 - (3) 令和7年2月28日(金)までに、市に所定の完了報告書が提出できる工事
4. 交付対象となる工事
 - ブロック塀等の撤去工事(撤去にかかる費用のみ対象)
 - ※他の公的助成となるブロック塀等は対象外
5. 交付の対象外となる工事等
 - 新たにフェンス等を立てる工事等、ブロック塀撤去以外にかかる工事。
 - (下記 注意点参照)
6. 注意点
 - ブロック塀を撤去した後に新たなブロック塀やフェンス等を設置する場合は、ブロック塀の撤去に関する費用のみが助成の対象となります。ブロック塀の撤去とフェンス等の新設を同時に同じ業者で施工しても構いませんが、見積書にブロック塀の撤去にかかる費用が分かるように記載してください。

民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業申請の流れ



商品券交付の条件に違反があった場合、対象工事を市の承諾なく変更、中止した場合、提出書類に、虚偽、不正の行為があった場合等には、商品券の交付決定を取り消す場合があります。